第12章 対象事業の実施による 影響の総合的な評価

第12章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

本事業の選定項目に係る環境影響評価の概要は、表 12.1(1)~(20)に示すとおりである。

表 12.1(1) 環境影響評価の概要

				表 12.	1(1) 境	東境影響	響評価の概要 ニュ				
項目	要因			予測・評価	西結果の概 	要		環境保全措置			
大気質	建設機械の稼働	ことによ 【基準、目 ^株 建設機 最大着地 0.033ppm 酸化窒素 そのた	或の観点】 械の稼働によるり、事業者の寒働によるり、事業合の総の事業合のといい。 悪との整働に出たのとのを働いでは、 で変がでいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 でいる。 でいる。 で	・建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用するように努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。							
		建:	設機械の稼働に	伴う一酸化	突 表 及 び 浮	游粒子岩	物質の評価				
		予測地点			·測濃度	付加率	整合を図るべき基準等				
		一	項目	年平均値	日平均値	竹加举	(日平均値)				
		最大着地 濃度	二酸化窒素 (ppm)	0. 01754	0. 033	14.5%	0.04~0.06ppm までのゾーン内 またはそれ以下				
		出現地点	浮遊粒子状物質 (mg/m³)	0. 02270	0.053	3.1%	0.10mg/m³以下				
		注) 日平均值		日平均値の年	F間 98%値、	浮遊粒子	状物質は日平均の 2%除				
	資	【回避・低》	まの知占し					・ 次 付 運 伽 笠 の 東 西 け 「 快 工 旧 件			
	材運搬等の車両の走行	を講ず、材は2pm り、042pm り、そ遊評まと四 り、そ遊評まと囲 にで内	ことにより、事票との整本の観点を等ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	業者の実行 に、	可能な範囲 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 全の 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	旧内 び均値の 0. で 対値の 3. 当 で 場 で で	古に示す環境保全措置 成できると評価する。 立子状物質の将来予測 5間 98%値が 0.039~ 056~0.057mg/㎡となき基準等を下回った。 で気(二酸化窒素及びる で気(を動しているると と措置を実施していまなが と対けるではなが に対けるではないない。 と対していまなが にがまなが にが にが にが にが にが にが にが にが にが に	であると評価する。 ディーゼル車の排出ガス規制に 適合した車両の使用を徹底する。 ・資材運搬等の車両は、最新排出 ガス規制適合車を使用するように努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等車両の計画的、かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。			
			資材運搬等 <i>0</i>	車両の走行	テに伴う二酮	酸化窒素	の評価	・工事区域出口に洗浄用ホース等 を設置し、資材運搬等の車両の			
				原士之	2012#165	/ l. to = ====	単位:ppm	タイヤに付着した土砂の払落し			
		予測地点	予測方向	将来予 年平均値	側濃度 日平均値	付加率 (%)	整合を図るべき基準等 (日平均値)	や場内の清掃等を徹底する。 ・土砂の運搬時には、必要に応じ			
			東側	0.02423	0.041	0.07		て資材運搬等の車両の荷台を			
		地点1	西側	0.02526	0.042	0.10	0.04~0.06ppm までのゾーン内	シートで被覆する。			
		地点2	東側	0.02300	0.039	0.05	またはそれ以下				
			西側	0.02381	0.040	0.10					
		注) 日平均値	は、日平均値の年 資材運搬等の 車	質 の評価 単位:mg/㎡							
		予測地点	予測方向	整合を図るべき基準等 (日平均値)							
		地点1	東側	0.025551	0.056	0.02					
		地州1	西側	0.025791	0.057	0.03	0.10mg/m ³ 以下				
		地点2	東側	_							
			西側	0.025454	0.056	0.03					
		注) 日平均值	は、日平均値の29	%除外値を示	(す。						

				表 12.	1(2)	環境影響	平価の概要	
項目	要因			予測・評価	五結果の概 望	要		環境保全措置
大気質	造成等の工事	とにより 【基準、目 造成等の範囲内 そのた	減の観点】 Eの工事による方 、事業者の実行標との整合の舗 の工事に伴う降いであり、整合をは、 さめ、造成等を図るべき基準	・造成箇所や資材運搬等の車両の 仮設道路には適宜散水を行う。 ・工事区域出口に洗浄用ホース等 を設置し、資材運搬等の車両の タイヤに付着した土砂の払落し や場内の清掃等を徹底する。 ・土砂の運搬時には、必要に応じ て資材運搬等の車両の荷台を シートで被覆する。 ・必要に応じて、造成地をシート				
			造成等の工事					により被覆し、裸地からの粉じ
		予	測地点 を 春季	季▼基基	t (t/km²/月) 秋季	冬季	合を図るべき 基準等	んの飛散を防止する。
		均	也点 3 1.37 也点 4 1.22 也点 5 2.63	1. 46 1. 20 3. 16	1. 28 1. 24 4. 09	1. 30 1. 33 3. 53	10t/km²/月 以下	
	施設の稼働	に より、 【基準、 果期設は、 で で で で で そ の の の の の の の の の の の の の	を 事業者の実行。 標との実 標との を を は で で で で で で で で で で で で で	子状物質の将来予測 立均値の年間 98%値 ppm、浮遊粒子状物 置素、二酸化硫黄及	・進出企業に対しては大気汚染防 止法及び埼玉県生活環境保全条 例に定める規制基準を遵守させ るとともに、必要に応じて排出 ガス処理施設の設置等によるよ 然の公害発生防止に努めるよう に指導する。			
		予測地点	項目	平平均值 年平均值	日平均値	- 付加率 (%)	基準等 (日平均値)	
		最大着地	二酸化窒素 (ppm)	0. 01562	0. 032	4.0%	0.04~0.06ppm までのゾーン内 またはそれ以下	
		濃度 出現地点	二酸化硫黄 (ppm)	0.00430	0.008	7.0%	0.10ppm 以下	
			浮遊粒子状物質 (mg/m³)	0. 02222	0.053	1.0%	0.10mg/m³以下	
		注)日平均値は、二酸化窒素は日平均値の年間 98%値、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は日平均値の 2%除外値を示す。 ■短期平均濃度 施設の稼働に伴う大気質の評価は、最大着地濃度出現地点における 1 時間値の最大値が二酸化窒素で 0.04740ppm、二酸化硫黄で 0.01958ppm、浮遊粒子状物質で 0.08278mg/㎡であり、整合を図るべき基準等を下回った。そのため、短期平均濃度による施設の稼働に伴う周辺環境大気質(二酸化窒素、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質)への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。 施設の稼働に伴う大気質の評価 「項目 最大着地濃度 将来予測濃度 整合を図るべき 基準等 (1 時間値) 整合を図るべき 基準等 (1 時間値) では 時間値) では 1 時間 1 時						
			窒素 (ppm) 流黄 (ppm)		有東側			

表 12.1(3) 環境影響評価の概要

項目	要因			予測・評	価結果の概	要		環境保全措置
大	自	【回避・低減	.,	・関連車両は、「埼玉県生活環境保				
気	動						- 環境保全措置を講ず	全条例」に基づくディーゼル車
質	車	ることによ	り、事業者	の実行可能は	な範囲内で何	氐減できる	と評価する。	の排出ガス規制に適合した車両
	交	V ++ >#4	1 - +4 0 - 5	- L. T				の使用を指導する。
	通の	【基準、目標		ひが単ルル事 (北ノ	・関連車両は、最新排出ガス規制			
	の発						【及び炭化水素(非メ 」二酸化窒素の日平均	適合車を使用するよう指導す
	生						- 酸化室系の日平均)日平均値の 2%除外	る。・関連車両のアイドリングストッ
	王.		,				5日平均値の 2 / / / / / / · · · · · · · · · · · · ·	プを徹底するよう指導する。
							化水素(非メタン炭	・関連車両の計画的、かつ効率的
			もに整合を				(10/1/38 (9F) / 4 /90	な運行計画を十分に検討し、車
		1=14 7717 =	·			. – 0	.酸化窒素、浮遊粒子	両による搬出入が一時的に集中
							、整合を図るべき基	しないように要請する。
			合が図れて			~ =		関連車両の整備、点検の徹底を
					, = 0			指導する。
			自動車:	交通の発生に	こ伴う二酸イ	比窒素の評	.—	
			T	B 1.7	New Authorities	ı	単位:ppm	
		予測地点	予測方向	将来予	測濃度	付加率	整合を図るべき 基準等	
		1 独地杰	1 (8) (7) [1]	年平均值	日平均値	(%)	(日平均値)	
		地点1	東側	0.02406	0.041	0.48	0.04~0.06ppm	
		FE / 1	西側	0.02501	0.042	0.68	までのゾーン内	
		地点 2	東側	0.02293	0.039	0.31	またはそれ以下	
))) = = # // /H	西側	0.02368	0.040	0.54		
		注) 日平均 個	は、日平均値	の年间 98%1	且を不す。			
			自動車交流	通の発生に何	半う浮遊粒	子状物質の	評価	
				松本子	3811 3mm nfc	ı	単位:mg/m³	
		予測地点	予測方向	符米了	測濃度	付加率	整合を図るべき 基準等	
		7 74 2	0 00,001,0	年平均值	日平均値	(%)	(日平均値)	
		地点 1	東側	0.025292	0.056	0.08		
		地点 1	西側	0.025418	0.056	0.10	- 0.10mg/m³以下	
		地点 2	東側	0.025135	0.056	0.05	o. romg/ mrs/	
			西側	0.025238	0.056	0.08		
		注)日平均值	は、日平均値	の 2%除外値	を示す。			
		白動百	まな通の発生	に伴う農化	水麦(非乂	タン炭化プ	k素)の評価	
		口劃一	- 久巡の光工		1/1/3R (3F)	アン 灰 167	ドボノ ジョー 単位:ppmC	
				将来予	測濃度	付加率	整合を図るべき	
		予測地点	予測方向	年平均値	3時間	(%)	基準等	
			-to foot		平均值		(日平均値)	
		地点1	東側 西側	0.17135 0.17193	0.186 0.187	0.05	0.20ppmC から	
			東側	0.17193	0.187	0.07	- 0.31ppmC の範囲	
		地点 2	西側	0.17009	0.186	0.03	内、またはそれ以下	
		注)午前6時	から午前9時					
			> 1 111 3 - 4					

表 12.1(4) 環境影響評価の概要

項	要			予測 •	評価結果の	概要			環境保全措置
項目騒音・低周波音	要因建設機械の稼働(騒音)	置を講ずる 【基準、目標 建設機板 は 61~78d	成の稼働に との整合の なの稼働(* B であり、 み ひ、建設機	環境保全措 と評価する。 バベル (L _{A5}) 、整合を図 単位:dB 図るべき	環境保全措置 ・建設機械は、低騒音型の建設機 械を使用するように努める。 ・計画的かつ効率的な工事計画を 検討し、建設機械の集中稼働を 避ける。 ・建設機械のアイドリングストップを微底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・住居等に近い箇所の工事では、 必要に応じて仮囲い等の防音対 策を講じる。				
		地点 1 地点 2 地点 3	則地点 住宅に面し 敷地境界		m 65 m 78 m 70	音音レベル (L _{A5}) I (61.2) B (77.5) O (70.0) I (60.5)	基	準等 85	
	資材運搬等の車両の走行(騒音)	資材運搬等の車両の走行による道路沿道(騒音)への影響は、右に示す境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できる評価する。 【基準、目標との整合の観点】 工事中交通量の騒音レベルは地点5の昼間で69.6~71.9dB、地点6の昼で69.3~72.3dBであり、両地点ともに西側については、整合を図るべき基等のうち、環境基準については上回ったが、「騒音規制法」に基づく自動車音の要請限度については下回った。なお、資材運搬等の車両の走行に伴う音レベルの増加分は、両地点ともに1dB未満である。しかし、右に示す騒音の発生を抑制するための環境保全措置を講ずるこで、資材運搬等の車両の走行に伴う道路沿道(騒音)への影響の低減が見					A	・資材運搬車等の車両の計画的か つ効率的な運行計画を十分に検 討し、車両による搬出入が一時 的に集中しないように努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリン グストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検 を徹底する。	
		予測 位置	時間 区分 **	等価別工事中基礎	番音レベル (工事中	,	基注	単位:dB 図るべき 準等 悪き限度	
		地点 5 東側 昼間 69.5 69.6 0.1 地点 6 東側 昼間 71.9 71.9 0.0 地点 6 再側 昼間 69.2 69.3 0.1 西側 昼間 72.3 72.3 0.0							
			7 교내	12.0	12.0	V.0	1		

表 12.1(5) 環境影響評価の概要

				•	衣 12.1(3)	~~~JL.	影響評価 <i>0</i>	7 170 🗴	
項目	要因			予礼	則・評価結果の	の概要			環境保全措置
騒音・低周波音	施設の稼働(騒音)	【回避・低減の観点】 施設の稼働による周辺環境(騒音)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。 【基準、目標との整合の観点】 施設(特定工場等)の稼働に伴う敷地境界における騒音レベル(L_{A6})は、地点1の住宅に面する敷地境界で $50\sim53\mathrm{dB}$ 、地点 $2\mathrm{o}$ 0住宅に面する敷地境界で $54\sim56\mathrm{dB}$ 、地点 $3\mathrm{o}$ 3 の住宅に面する敷地境界で $55\sim56\mathrm{dB}$ で $54\sim56\mathrm{dB}$ 、地点 $3\mathrm{o}$ 3 の住宅に面する敷地境界で $55\sim56\mathrm{dB}$ で $54\sim56\mathrm{dB}$ が、各地点において整合を図るべき基準値を上回った。また、計画地最寄りの住宅付近における等価騒音レベル(L_{Aeq})は、地点 $1\mathrm{o}$ 1 の住宅付近で $51\sim52\mathrm{dB}$ 、地点 $2\mathrm{o}$ 2 の住宅で $52\mathrm{dB}$ 、地点 $3\mathrm{o}$ 3 の住宅付近で $53\sim54\mathrm{dB}$ 0 であり、各地点とも夜の時間区分で整合を図るべき基準値を上回った。しかし、右に示す騒音の発生を抑制するための環境保全措置を講ずることで、施設の稼働に伴う周辺環境(騒音)への影響の低減が見込めることから、整合を図るべき基準等との整合が図れると評価する。							・進出企業に対しては騒音規制法 及び埼玉県生活環境保全条例に 定める規制基準を遵守させると ともに、必要に応じて防音対策 の徹底等による未然の公害発生 防止に努めるように指導する。 ・計画地の周囲に幅15mの緩衝緑 地を設け、建物と周辺地域との 離隔を確保する。
			施設の	稼働に伴	う騒音の評価	(敷地境	界: L _{A5})	単位:dB	
		_ >=	予測	時間	騒音	チレベル(<i>I</i>)	整合を図る	
		予測地点	高さ	区分	施設の稼働	暗騒音	合成騒音	べき基準等	
				朝	45 (45.2)	50	51 (51.2)	50	
			1. 2m	昼	45 (45.2)	50	51 (51.2)	55	
		地点1の	1. 2111	夕	45 (45.2)	52	53 (52.8)	50	
		住宅に面す	る	夜	45 (45.2)	48	50 (49.8)	45	
		敷地境界		朝	45 (46.3)	50	52 (51.5)	50	
			4.2m	昼	45 (46.3)	50	52 (51.5)	55	
				夕 夜	45 (46.3) 45 (46.3)	52 48	53 (53. 0) 50 (50. 2)	50 45	
				朝	52 (52.1)	51	55 (54.6)	50	
		地点2の	7 1 0	昼	52 (52.1)	49	54 (53.8)	55	
		住宅に面すた敷地境界	る 1.2m	夕	52 (52.1)	53	56 (55.6)	50	
		从地址外		夜	52 (52.1)	48	54 (53.5)	45	
		地点3の		朝	54 (54.3)	48	55 (55. 2)	50	
		住宅に面す	る 1.2m	<u>星</u>	54 (54.3)	50	56 (55.7)	55	
		敷地境界		夜	54 (54.3) 54 (54.3)	52 47	56 (56.3) 55 (55.0)	50 45	
			 ごある L₄₅の 更宜的に検言	エネルギー	-合成はできない				
					騒音の評価((計画地周	辺: L Aeg)		
							·	単位: dB	
			予測 時間			$JV (L_{Aeq})$		整合を図る	
		地点	高さ 区分		施設の稼働 車両の走行 暗騒音 合成騒音 べき基準等				
1		tota lee : -	1.2m 昼間	47 (47.0) 45 (44.9) 47 51(51.2) 55					
1		地点1の 住宅付近	夜間	47 (47.0) 45 (44.9) 46 51(50.8) 45					
1		压心的处	4.2m <u>昼間</u> 夜間	48 (48.3) 45 (44.9) 47 52(51.7) 55 48 (48.3) 45 (44.9) 46 51(51.4) 45					
1		地点2の	尽間	48 (48.3) 45 (44.9) 46 51(51.4) 45 48 (47.8) 47 (47.1) 47 52(52.1) 55					
		住宅付近	1.2m 夜間	48 (47.8				45	
		地点3の	昼間					55	
		住宅付近	1.2m 夜間	51 (51.				45	

表 12.1(6) 環境影響評価の概要

					衣	12. 1 (6)		計画の	恢 安	
項目	要因				予測・	評価結果の	概要			環境保全措置
騒音・低周波音	自動車交通の発生(騒音)	【回避・低減の観点】 自動車交通の発生による道路沿道(騒音)への影響は、右に示す環境保全 措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価す る。 【基準、目標との整合の観点】 将来交通量の騒音レベルは地点 5 の昼間で 71.4~73.7dB、夜間で 69.9~ 71.7dB、地点 6 の昼間で 71.0~74.1dB、夜間で 69.6~72.3dB であり、両地 点ともに整合を図るべき基準等のうち、環境基準は上回り、「騒音規制法」に 基づく自動車騒音の要請限度についても両地点の西側の夜間は上回った。な お、自動車交通の発生に伴う騒音レベルの増加分は、両地点ともに1dB未満 である。 しかし、右に示す騒音の発生を抑制するための環境保全措置を講ずること で、自動車交通の発生に伴う道路沿道(騒音)への影響の低減が見込めるこ とから、整合を図るべき基準等との整合が図れると評価する。								る。 ・関連車両のアイドリングストップの徹底を指導する。 ・関連車両の整備、点検を指導する。
				自動車	交通の発生	Eに伴う騒音(の評価(L	(_{pe}	¥ /± 10	
		予測	/4. PP	時間	等価:	騒音レベル (1	$L_{ m Aeq})$		単位:dB 図るべき 単等	
		地点	位置	区分 **	将来基礎 交通量	将来 交通量	増加分	環境基準	要請限度	
			東側	昼間 夜間	71. 2 69. 6	71. 4 69. 9	0.2	70 以下 65 以下	75 以下 70 以下	
		地点 5	西側	昼間	73. 5	73. 7	0. 2	70 以下 65 以下	75 以下	
		-	東側	を間 昼間	71. 3 70. 7	71. 7 71. 0	0.3	70 以下	75 以下	
		地点 6	西側	夜間 昼間	69. 1 73. 8	69. 6 74. 1	0.5	65 以下 70 以下	70 以下 75 以下	
		※ 時間		夜間 昼間:6:0	71.8 0~22:00, 7	72.3 友間:22:00~6	0.5 6:00	65 以下	70 以下	
	施設の稼働(低周波音)	設 施設の稼働による周辺環境(低周波音)への影響は、右に示す環境保全相置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する稼働 【基準、目標との整合の観点】 計画地周辺での低周波音の音圧レベル(中心周波数 63Hz)は地点 1~3 の 住宅付近で 52dB であり、整合を図るべき基準等とした低周波音による心具に係る苦情に関する参照値を上回った。なお、施設の稼働に伴う低周波音の音圧レベル(中心周波数 63Hz)は 26~35dB と比較的小さいが、現状における時低周波音(中心周波数 63Hz)は 51.7~51.9dB であり、整合を図るべき						上評価する。 型点 1~3 の のよこの のよこの のよい のよい でいる でいる でいる でいる がいました はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる	波音の発生防止に努めるように 指導する。 ・屋外に設置する設備機器は、住 宅等の分布に配慮した配置計画 を検討するように指導する。 ・計画地の周囲に幅 15mの緩衝緑 地を設け、建物と周辺地域との 離隔を確保する。	
		「							表準等	
		住宅付近 4.2m 35 (35.2) 51.9 52 (52.0)							47	
		住宅付: 地点3 住宅付:	近 の 1		6 (26.4)	51. 7	52 (51.7)			

表 12.1(7) 環境影響評価の概要

		7			į	支 12.	1(/)	環境影	《響評価の	の概要	
項目	要因				予測	・評価	話果の	概要			環境保全措置
振動	建設機械の稼働(振動	置を 【基準、 建 は 42 そ	設機械 講ず 目機械 Co た の た の た	のこ とので よので 建働に 整働り と	による周辺 より、事業 合の観点】 (特定建設で 、整合を図	者の実行 作業振動 るべき に伴う	テ可能な か)に伴 基準等を 周辺環境	範囲内で う敷地境 シ下回った 竟 (振動)	低減できる 界での振動 た。	す環境保全措 3と評価する。 レベル (L_{10}) は、整合を図	・建設機械は、低振動型の建設機械を使用するように努める。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。
)			建	設機械の稼	働に伴	う振動の	の評価(L ₁₀)	単位:dB	
			=	予測地点	Ţ	振動	」レベル	(L 10)	整合を図る	べき基準等	
					る敷地境界		51 (51.1			75	
					る敷地境界 る敷地境界	_	42 (41.8			75 75	
		地点	3 07 注 =	ピ√□囲9	つ 叙 地 児 介		51 (50.6))		(5	
	資材運搬等の車	資 境保 評価 【基準、	【回避・低減の観点】 資材運搬等の車両の走行による道路沿道(振動)への影響は、右に示す 境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できる 評価する。 【基準、目標との整合の観点】 工事中交通量の振動レベルは昼夜を通じて地点 5 で 57.7~63.8dB、地方								検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。 ・資材運搬等の車両の整備、点検
	両の走行(振動)	で 52.6~56.4dB であり、整合を図るべき基準等を下回った。 そのため、資材運搬等の車両の走行に伴う道路沿道 (振動) への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価 (L ₁₀) 単位:dB 予測 位置 区分 が最大と 工事中基礎 工事中 図るべき									
		地点		区 ガ ※	なる時間を		季中 宏 促 交 通 量	交通量	世川分	基準等	
			東側	昼間	13:00~14:		62.4	62.5	0.1	65	
		地点 5		夜間 昼間	7:00~8:0 13:00~14:		57. 7 63. 7	57. 7 63. 8	0.0	60 65	
			西側	夜間	7:00~8:0		58.9	58.9	0.0	60	
			東側	昼間 夜間	13:00~14:		55. 1	55. 2	0.1	65 60	
		地点 6	and Ind	昼間	7:00~8:0 13:00~14:		52. 6 56. 3	52. 6 56. 4	0.0	65	
			西側	夜間	7:00~8:0		53.9	53.9	0.0	60	
					00~19:00、	夜間:19	9:00~8:	00			Wall A No. 112 and 112 leaves
	施設の稼働(振動)	【回避・低減の観点】 施設の稼働による周辺環境(振動)への影響は、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で低減できると評価する。 【基準、目標との整合の観点】 施設(特定工場等)の稼働に伴う敷地境界での振動レベル(L_{10})は 49~54dB であり、整合を図るべき基準等を下回った。 そのため、施設の稼働に伴う周辺環境(振動)への影響は、整合を図るべき基準等との整合が図れていると評価する。								・計画地の周囲に幅 15mの緩衝緑	
										単位:dB	
			予測	地点	時	間区分		レベル L 10)		図るべき 準等	
		地点	点2の住		する	昼間	49 (49. 2)		60	
		- Halin -	敷地境界 夜間 49 (49.2) 55 地点3の住宅に面する 昼間 54 (53.8) 60								
		四巴 九		:モに面 !境界	, (a)	登间 夜間		53. 8)		55	
1											1

表 12.1(8) 環境影響評価の概要

項	要		13 1	2. 1 (8)	・杯 かた ホノ	警評価()	加女	
目	因		予測・調・	評価結果の	概要			環境保全措置
振動	自動車交通の発生(振動)	措置を講ずること る。 【基準、目標との整 将来交通整量合をあ であり、整はのであ しから、動車交通に示 で、自動車会を とから、整合を とから、整合を とから、	生による事業 合の観点】 一個点別の準別の準別のできる。 をは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	きると評価す 、 、 、 、 で で 63.9 、 58.5dB、 夜 也 れ こ た あ る に あ る に あ る に た あ る に あ る に あ る に も あ る に も あ る に も あ る に も あ る 。 と あ る 。 と あ る 。 と あ る 。 と あ る 。 と あ る 。 と あ る 。 と あ る 。 と あ る 。 と あ る 。 と あ る 。 と あ る 。 と あ る 。 と あ 。 と あ る 。 と あ る 。 と あ る 。 と 。 ま 。 を よ る 。 と 。 ま る 。 と 。 ま 。 ま 。 ま 。 ま 。 ま 。 を ま 。 ま 。 ま る 。 る 。 ま る 。 ま 。 る 。 る 。 ま 。 る 。 と 。 ま 。 る 。 る 。 と 。 ま 。 る 。 る 。 る 。 と 。 ま 。 る 。 る 。 る 。 る 。 と 。 ま 。 る 。 る 。 る 。 る 。 と 。 る 。 る 。 る 。 る 。 と 。 る 。 る 。 る 。 と 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 と 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	・関連車両の計画的、かつ効率的な物流計画を検討するよう指導する。・関連車両の整備、点検を指導する。			
		資材通	匿搬等の車両の 走	き行に伴う:	振動の評価	(L_{10})	単位 : dB	
		予測 4 開 日 1	振動レベル	振動	カレベル (L	10)	整合を	
		地点 位置 区分	が最大と なる時間帯	将来基礎 交通量	将来 交通量	増加分	図るべき 基準等	
		東側 昼間	12:00~13:00	64.8	64.9	0. 1	65	
		地点 5	6:00~7:00	62.4	62.6	0.2	60	
		西側 昼間 夜間	12:00~13:00 6:00~7:00	66. 2 63. 8	66. 3 63. 9	0.1	65 60	
		東側	12:00~13:00	56. 9	57. 0	0. 1	65	
		地点 6 夜間	6:00~7:00	54. 3	54. 5	0. 2	60 65	
		西側 昼間 夜間	12:00~13:00 6:00~7:00	58. 3 55. 6	58. 5 55. 8	0. 2	60	
		※ 時間区分 昼間:8:				l.		
臭	設の稼働	講ずることにより 【基準、目標との整 施設の稼働に件 10未満であり、惠	合の観点】 4う臭気指数は、 整合を図るべきま との稼働に伴う居	可能な範目 最大着地 基準等を下]辺環境(囲内で低減 濃度出現地 回った。 悪臭) への	できるとi	平価する。 る臭気指数が	び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの未然の公害発生防止に努めるように指導する。
			施設の稼働に	伴う自気は	岩数の証価			
		予測地点			□濃度 整		基準等	
		計画地南南東 敷地境界から約 (土地利用: 水	660 m	10 未満 (6.8)		18 以下		
水質	造成等の工事	措置を講ずること る。 【基準、目標との整 本事業の工事中 えでの整備後は調明内(180mg/L(日 また、記品からり 次製、排水の人り 以下)に低減する	よりりの 共用 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 ま と 。	きると評価す を確認した(調 を確決基準等の で等の を で等の が ま を で き る。 で き る。 で き る。 と る と と と と と と と と と と と る と る と る	・濁水は、仮設水路を設けて仮設沈砂池(調整池整備後は調整池)に導き、土粒子を十分に沈殿さかなど、水質を確認したうえで、水水路(庄内領に配慮しながら、本質用悪水路)ので、本路(庄内がら、大水路(庄内でので、本事ので、大水路(主ながら、大水路で、大水路で、大水路で、大水路で、大水路で、大水路で、大水路で、大水路で			

表 12.1(9) 環境影響評価の概要

項目	要因		予測・評	価結果の概要		環境保全措置
水象	『造成地の存在・施設の存在	【回避・低減の観点】 造成地及び施設 に与える影響は、 可能な範囲内で低活 【基準、目標との整合 本事業で整備す 条例」(平成 18 年 量(39,000 ㎡以上 また、調整池かっ ので、調表大放流っている。 これらのことかっていると評価する。	右に示す環境保 域できると評価 合の観点】 る調整池は、「均 3月、は、「均 3月、を上回るは、「 」 を力流量は、「 量:0.190 ㎡/s) を整合を図る・	 ・進出企業に対し、透水性舗装の駐車場整備や雨水浸透桝の整備を要請する。 ・事業区域内で流出する雨水は、すべて調整池内に導き、一時貯留した後、各河川の比流量を下回る計画で放流する。 ・造成により出現する裸地では、緑化を推進するとともに、その維持に努め、降雨流出量の発生 		
		土地(の改変に伴う調整	隆池容量及び放流		
		項目	予測	川結果	整合を図るべき 基準等	
		土地の改変に伴う 流出係数の変化、排	調整池容量	約 40,150 m³	39,000 ㎡以上	
		水路の流量及び水 位の変化の程度	放流量	0.188798 m³/s	0.190 ㎡/s 以下	
水象	造成地の存在	それは、右に示す! 囲内で低減できる。 【基準、目標との整合 本事業において! 施設の存在に伴う! 整合を図るべき基!	環境保全措置を記 と評価する。 介の観点】 は、右に示す環り 地下水位への影り 進等と予測結果。	影響や地下水脈の分断のおり、事業者の実行可能な範 をしていくことで造成地・ 分断のおそれに対しては、 図れていると評価する。		
				5 水象 (地下水) _{較△}		
		変化の程度 ものの利用にことか画地付影響は 地下水脈の分断のおそれ 出企業 件うこから、	予測結果 「地内の浸透能力が、計画な変化の思力が、大きな事業の実施が、から、本事業水の実施が、から、の地いと予測地にかい。の計画をでいる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 雨水水雨水水雨水水雨水水雨水水雨水水雨水水雨水水雨水水雨水水雨水水雨水水雨水水	※を図るべき基準・目標等 ※を地下に浸透させるため、 浸透施設の設置を推進し、 環系の健全化を図る。 時に歩行者が快適に歩行で よう透水性アスファルト舗 推進し、地下水の涵養を図	

表 12.1(10) 環境影響評価の概要

項目	要因		予測・評価結果の	既要		環境保全措置
土壤	造成等の工事	保全措置を講っ と評価する。 【基準、目標との 本事業におい	事により計画地及び周辺の土壌 ずることにより、事業者の実行 の整合の観点】 いては、右に示す環境保全措置 響に対しては、整合を図るべき	・搬入前に土の素性を明らかにするとともに、土壌汚染の有無を確認する。 ・第3種建設発生土以上の搬入土の使用に努める。 ・掘削土は計画地内の盛土材として再利用し、計画地外への土壌搬出は行わない。		
			造成等の工事に伴う土地	襄の評価		
		の影響計前も上と中土とは振再地	予測結果 虚土材については、そのほとんだを計画地外からの搬入土は、る力とは、る力は、る力はは、る力はは、る力に主要のの機力にで確認した。に、土壌汚染の有無のでののことがある。とからいてることがらのである。とからいてることがらのである。とからいてることがおりない。一段がからる。成変が生じる。 ま、調性はないで、ないののに、 事の地のないで、 ま、調性は、 でしているのに、 事のに、 ないののに、 事のに、 ないののに、 事のに、 ないののに、 事のに、 ないののに、 事別に、 ないののに、 事別に、 ないののに、 ないののに、 ないののに、 ま、 のいのに、 ないののに、 ま、 のいのに、 ま、 のいのに、 ま、 のいのに、 ないのに、	・「土壌の汚染」いて」(平成46 号)・「ダイオキシー染、水質の消汚染を含む。	×き基準・目標等 に係る環境基準につ 3年環境庁告示第 ン類による大気の汚 汚濁(水底の底質の)及び土壌の汚染に 準」(平成 11 年 環 88号)	
地盤	造成地の存在	ずることにより 評価する。 【基準、目標との 本事業におい 工事による影響 が図れていると	在により軟弱地盤に及ぼす影響の、事業者の実行可能な範囲内型を合の観点】 いては、右に示す環境保全措置をでする、 と評価する。 整の予測結果と整合を図るべきを評価する。 整の予測結果と整合を図るべきででである。 を要期間をできるできるでは、を要期間をできるできる。と要期間をできるが、よては、を表している。	で回避またに dを実施してい : 基準等と予測 き基準等との	は低減できるものと いくことで造成等の 別結果との間に整合	・詳細設計時には、圧密沈下の促進を念頭においた対策工を検討する。 ・盛土後の放置期間をできるだけ確保した工事工程の検討を行う。 ・進出企業に対し、圧密沈下量を想定した建築工事計画を立るよう、助言・指導する。 ・工事中、供用時ともに地下水採取は行わない。

表 12.1(11) 環境影響評価の概要

項目	要因		予測・評価結果の概要		環境保全措置
動物	建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事	のの考事砂ら置 範 基 の断域の断質ら始の騒講の内 事右雨動	造成工事により、計画地の動物の生息環境は改変 される。土工事は段階的に実施していくことから、	水流出に響する水流出に響する水流 よの可配 仮板 大のなにする。 大のででする。 大のででする。 大のでででででいる。 大のででが緩にでいる。 大のででが緩にでいる。 大のでが緩にでいる。 大のでが緩にでいる。 大のでが緩にでいる。 大のでが緩にでいる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが緩になる。 大のでが、 たったが、 大のでがが、 大のでがが、 大のでがが、 大のでがが、 大のでがが、 大のでが、 大のでがが、 大のでがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のががが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のががが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがが、 大のがががが、 大のがが、 大のがが、 大のががが、 大のがががががが、 大のがががががががががががががががががががががががががががががががが	 保力動のごの類慮 保力動のごの類慮 はつ川水工る設澄 等にいる全事り、にの事池をはずるとに情況をです。 では変をです。 では変をです。 では変をできずいのですが、 では変をできずいのですが、 では変をできずいのででは、 では変をできずいででは、 では変をできずいででは、 ではできずいででは、 ではできずいででは、 では、 でするでは、 では、 でするでは、 でするでは、 でするでは、 でするでは、 でするでは、 でするでは、 では、 でするでは、 でするでは、 でするでは、 でするでは、 でするでは、 でするでは、 でするでは、 でするでは、 でするでは、 では、 では、

表 12.1(12) 環境影響評価の概要

項	要			^{块况影音計画の似女}				
目	因		予測・評価結果の概要		環境保全措置			
1.動物	造成地の存在	放る実号辺も「は埼計保18に夏敷に植な「埼号に「業で「基」動す園な「放る実号辺も」は埼計保18に夏敷に植な「埼号に「業で「基」動す園な		が実行で置いて、 で実行で置いて、 を関いて、 をのいる。 をのいる。 をは、 をいる。 をいる、 をいる。 を	・夕が大きない。 ・夕が影響を考に設明からのと、 ・り、すると、 ・り、すると、 ・り、すると、 ・り、すると、 ・り、すると、 ・り、すると、 ・したるいで、 ・したるいで、 ・したるいで、 ・したるいで、 ・したるいで、 ・にで、			
		項目	予測結果	整合を図るべき 基準・目標等				
		供用による影響	①計画地内への影響の程度 1 号水路の水際の一部には、傾斜の緩やかな水湿地を創出する計画であることから、計画地に保全すべき種の生息環境は代償されると予測する。また、現在、計画地では、樹林地は僅かに存在する程度であるが、本事業において新たに公園や緩衝緑地を創出する計画であり、その整備にあたっては、「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成18年10月、埼玉県)に基づき、埼玉県の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間の整備に努めていく計画としている。樹種選定にあたっては、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)」(平成18年3月、埼玉県)を踏まえ、地域の風景になじむ樹木(在来種)を極力選定するほか、陽樹、陰樹、耐湿性など、樹木ごとの特性にも配慮している計画であることから、動物の生息境が回復するものと予測する。 ②計画地内への影響の程度 交通量の増加等による動物の移動経路の分断、施設の稼働による騒音・振動の発生、濁水流出による水路等の水質の変化、夜間照明による光環境の変化による間接的な影響を及ぼす可能性があると予測する。	体数の増加や増えすぎた野生動植物が生息・生育できる自然露 「第4次埼玉県国土利用計画」 ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆと ・安心・安全な県土利用 「埼玉県5か年計画」 ・みどりの再生(身近な緑の保全 「埼玉県広域緑地計画」 ・埼玉を象徴とする緑を守り育て るよう、埼玉の多彩な緑が織り 「まちづくり埼玉ブラン」 ・都市と自然・田園との共生 「埼玉県田園都市産業ゾーン基本方治・田園空間に配慮した緑地の創出 「杉戸町緑の基本計画」 ・杉戸町の緑の特徴を示す田園屋 ・身近な水辺環境を、より親しめ ・地域の歴史・文化に関わる貴重 ・身近に利用できる公園・緑地を	: りある県土利用 注・創造・活用) 、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受でき かすネットワークを形成する。 計 は (屋敷林のイメージ) 私景を積極的に保全・活用する。 かる自然豊かな緑の環境として活用する。 はな樹林を保全する。			

表 12.1(13) 環境影響評価の概要

項目	要因		予測・評価結果の概要		環境保全措置
植物	造成等の工事	保でそ性すま境とこ囲 準本、排を残の環るたへでの内 事右水	低減の観点】 すべき種の主な生育地である水田については、事存が可能か検討したが、回避及び低減措置をするため、本事業では、代償措置として、保全すべき境を創出し、その環境やその他、類似環境へ保全にととした。、造成等の工事中における降雨による濁水等が、影響を及ぼす可能性が考えられるが、右に示すり、濁水発生の抑制が可能と考える。ことから、工事中における植物へ及ぼす影響は、で低減できるものと評価する。 目標との整合の観点】 業の工事中においては、造成等の工事に伴う影響に示す環境保全措置を徹底することで、事業者の放流水路の水質の変化に対する配慮がなされるな準等と予測結果との間に整合が図れていると評価	・保全すべき種を創出する湿性環境やその他、類似環境へ移植する。 ・工事中に発生する濁水は仮設沈砂池で土粒子を沈降させ上澄み水を排出する。 ・造成箇所は、速やかに転圧等を行うとともに、敷地境界付近には必要に応じて防災小堤、板柵等を整備することで、降雨による土砂流出を防止する。	
		項目工事に影響	工事中の評価 予測結果 ■保全すべき植物種と植物群落の生育環境の変化 ①計画地内への影響の程度 造成工事により、計画地の植物種及び植物群落の 生育環境は改変される。そのため、計画地の個体及 び群落の消失や面積減少といった直接的な影響が あると予測する。そのほか、濁水流出による水路等 の水質の変化による間接的な影響も想定される。 ②計画地外への影響の程度 造成工事中は、仮設沈砂池等を整備し、濁水等の 放流を抑制する計画としているものの、水質の変化 から、放流水路(庄内領用悪水路)沿いの湿性環境 に影響を及ぼす可能性があると予測する。 ■植物群落の面積と緑の量の変化 本事業の実施に伴う造成工事により、水田、オギ 群落等が減少し、0.80ha(3.4%)の緑の量は一時的 になくなる	整合を図るべき 基準・目標等 ・保全すべき種への影響の低減を図ること。 ・計画地周辺に生育する種への影響の低減を図ること。	

表 12.1(14) 環境影響評価の概要

項	要		ᄝᄱᅠᅑᄺᄽᄜᇬᄳᄑ	•	严达 (1 人) 中 巴	
目	因		予測・評価結果の概要 	1	環境保全措置	
植物	造成地の存在	「おおおおう」というでは、「おおおり」というです。 「「おおおいま」をは、「おいま」をは、「ままま」をは、「ままま」をは、「ままま」をは、「まままま」をは、「まままま」をは、「ままままままま」をは、「まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	在・低減の観点】 保全する性と植物群落を含む計画地の屋をとれ事業に を含む東のとは一が受け、 を含むなでは、 を含むを重と植物群落を含むないのを を含むを を含むを を含むを を含むを を含むを を含むを を含むを を含むを をない、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに	林等の計画地の環境を を、いい環業とと、 を、いい環業ととと、 はでするものでは、 はでするながのでは、 はでするながのでは、 はでするながのでは、 はでするながのでは、 はでするながでするであるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	・計画地に生育いて、計画地に生育している ・計画地に生育して、計画地とでいる ・計画地を行う。 ・屋敷備に見いて、計画地空間の ・「埼玉県生物のでは、「埼玉県生体ののでする。 ・「埼玉県生体の心に、 ・「大谷、大田のでする。 ・「大田でのでする。 ・「大田でのでする。 ・「大田でのでする。 ・「大田でのでする。 ・「大田でのでする。 ・「大田でのでする。 ・「大田でのでする。 ・「大田でのでする。 ・「大田でのでする。 ・「大田でのでする。 ・「大田でのでする。 ・「大田でのでする。 ・「大田でのでする。 ・「大田でのでは、「大田でのでは、「大田でのでは、「大田でのでは、「大田でのででは、「大田でのででででいる。」 ・「大田では、「は、「大田では、「大田では、「大田では、「大田では、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は	
			図れていると評価する。	供用時の評価		
		項目	予測結果	整合	を図るべき	
		供用による影響	■保全すべき植物種と植物群落の生育環境の変化 ①計画地内への影響の程度 1 号水路の水際の一部には、傾斜の緩やかな水湿地を創出する計画であることから、計画地に保全すべき種の生育環境が回復するものと予測する。また、現在、計画地では、樹林地は僅かに存在する程度であるが、本事業において新たに公園や緩衝緑地を創出する計画であり、その整備にあたっては、「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成18年10月、埼玉県)に基づき、埼玉県の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間の整備に努めていく計画としている。樹種選定にあたっては、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために」(平成18年3月、埼玉県)を踏まえ、地域の風景になじむ樹木(在来種)を極力選定する計画であることから、在来の植物の種数及び植生が回復するものと予測する。 ②計画地内への影響の程度 進出企業の面積と緑の量の変化 「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成18年10月、埼玉県)等に基づき、埼玉県の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間の変化 「田園都市産業ブーン基本方針」(平成18年10月、埼玉県)等に基づき、埼玉県の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間を創出することで、3.64ha(15.3%)の緑の量が回復すると予測する。なお、各企業用地内は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」(昭和54年3月、埼玉県条例第10号)、あるいは「工場立地法」(昭和34年3月、法律第24号)に基づき、事業用地内の一部がさらに緑化されるものと考える	植物が生息・生育できる自然環境が保全・創造されています。「第4次埼玉県国土利用計画」・県土の有効利用・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用・安心・安全な県土利用「埼玉県5か年計画」・みどりの再生(身近な緑の保全・創造・活用)「埼玉県広域緑地計画」・埼玉を象徴とする緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受るよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。「まちづくり埼玉ブラン」・都市と自然・田園との共生「埼玉県田園都市産業ゾーン基本方針」・田園空間に配慮した緑地の創出(屋敷林のイメージ)「杉戸町緑の基本計画」・杉戸町の緑の特徴を示す田園風景を積極的に保全・活用する。・身近な水辺環境を、より親しめる自然豊かな緑の環境として活用する。・地域の歴史・文化に関わる貴重な樹林を保全する。・身近に利用できる公園・緑地を提供する。・住民・事業者自身が町の緑を育て、守っていくことを目標とする。		

表 12.1(15) 環境影響評価の概要

国	項	要 予測・延価結果の概要 ・ 環境保全措置								
 歴 表 設 造成等の工事にあたっては、造成や交通量の増加等による動語の移生、 の				予測・評価結果の概要		環境保全措置				
が生じる可能性があると予測する。	生態	建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工	のの考努 範たた な 基 の断域る 項 事よがのの考努 範たた な 基 の断域る 項 事よが 乗右雨生き	等の工事にあたの一部では、たるのでは、たるのでは、たるのでは、たるのでは、たのでは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるでは、できるのでは、できるのでは、できるでは、できるのでは、できるでは、できるでは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるのでできるとのできるとのできるとできるとできるとできるとできるとできるできるとできるできるできるできるできるできるできるできるとできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	水的こ 事うを 、 は範振こ価 整基種図地す響 に響響 とでのかる と 可 もの、を 図 の こに 目	・資材運搬等の工事関係車両の類慮を ・資材である。 ・資料である。 ・資料では位上である。 ・資料では位上である。 ・ではたいでする。 ・ではたいでする。 ・ではたいでする。 ・ではたいでする。 ・ではたいでする。 ・ではたいでする。 ・ではたいでする。 ・ではたいでする。 ・ではたいでする。 ・では、にいている。 ・では、にいている。 ・では、にいている。 ・では、でいる。 ・でいる。				

表 12.1(16) 環境影響評価の概要

項目	要因	予測・評価結果の概要		環境保全措置
上生態系	造成地の存在	【回避・低減の観点】 動物、植物の生息・生育基盤(環境類型:水田・ 裁樹木群)の消失を回避するため、事業者が実性上、の検討を行ったが、面整備事業という事業特性上、路面難であったため、代償器やかな水湿地を設置す動植物の生息・生育環境の創出につながるものととり、正成、「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成は、「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成は、「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成は、「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成は、「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成はまえて場玉県の原風景である屋敷林をイメージして成場、「銀行の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物に、(平成18年3月、埼玉県)を踏まえて地域の在来種る。これらにより、在来の植物の種数及び植生の回動物の良好な生息環境となることが考えられる。各企業用地内は、「ふるさと埼玉の緑を守り」、あるいは「工場立地緑化される・ 各企業用地内の一部がさらにおいて表別に基づき、事業用地内の一部がさらにおれて成立を当まづき、事業用地内の一部がさらにおれて成立を当までき、事業の世界で低減またはといるとがら、工場では、、大震によれて、本事業の影響に対する低減、、事業実施に伴う影響を表別である。 【基準、目標との整合の観点】 本事業の供用時に対すると評価する。 【基準、目標との整合の観点】 本事業のより得に対する低減、東美施に伴う影響を強いまえ、事業の機関に対すると評価を必要に対すると評価を必要に対していると評価を必要に対していると評価を必要に対していると評価を必要に対していると評価を必要に対していると評価を必要に対していると記述といると評価を必要に対している。またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、	能のでは、 で残す。 で残す。 で残す。 で残ずま。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・夕ガメ等の表に設けるられた。 ・夕が影響外のでは、地場である時級ののののでは、地場である。 ・「埼玉県生物多様性の保証をできるに設明からのの保証をできる。 ・「埼玉県生物多様性の保証をできる。 ・「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
			用時の評価	ベシ甘油 . 日価笠
		用 1 号水路の水際の一部には、傾斜の緩やかな水湿地を創出する計画であることから、水田・水路に生育・生息する動植物(コガムシを含む)の生息・生育環境が回復するものと予測する。また、現在、計画地には、樹林地(屋敷林を含む)は僅かに存在する程度であるが、本事業において新たに公園や緩衝緑地を創出する計画であり、その整備にあたっては、「田園都市産業ゾーン基本方針」(平成18年10月、埼玉県)を踏まえて埼玉県の原風景である屋敷林をイメージした緑地空間の整備に努めていく計画であるとともに、植栽植物の選定にあたっては、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために)(平成18年3月、埼玉県)を踏まえて地域の在来種を極力選定する計画であることから、在来の植物の種数、植生(屋敷林を含む)が回復するものと予測する。 ②計画地内への影響の程度 交通量の増加等による動物の移動経路の分断、施設の稼働による騒音・振動の発生、濁水流出による水路等の水質の変化、夜間照明による光環境の変化	玉県環境基本計画 (第 4 次) ・多くの県民が生物多様性の重要体数の増加や増えすぎた野生動植物が生息・生育できる自然雰・4 次埼玉県国土利用計画」・県土の有効利用・人と自然が共生し、美しくゆと・安全な県土・利用・活場をある。 (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	りある県土利用 ・創造・活用) 、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できなすネットワークを形成する。 ・ は (屋敷林のイメージ) は (屋敷林のイメージ) は 最を積極的に保全・活用する。 こる自然豊かな緑の環境として活用する。

表 12.1(17) 環境影響評価の概要

	要 因		予測・評価結	環境保全措置				
景観	囚造成地の存在・施設の存	造成は環境保証を表すると言います。	全措置を講ずることにより、事 平価する。 標との整合の観点】 業においては、右に示す環境保	周辺の景観に及ぼす影響は、右に示す 業者の実行可能な範囲内で低減できる 全措置を実施していくことで施設の存 べき基準等と予測結果との間に整合が こ供う暑観の評価	・産業用地の外周部に高木を含む 緩衝緑地を整備する。 ・建物高さの最高限度は、原則 2: mに制限する。 ・建物は、できる限り敷地境界から離れた位置に配置するよう指導する。 ・高木を含む緩衝緑地には、地域 種性や計画地周辺の屋敷林の相種を植栽する。 ・緩衝緑地については、進出企業			
	在	項目	道	を 整合を図るべき基準・目標等				
	177	遠景の眺望景観	遠景域からは計画地はほとんど視認されない。 なお、計画段階において、建物高さについては最高限度を制限する。		にその維持管理を義務づける。 ・建物等のデザインは、埼玉県景 観計画の色彩の制限基準を守る よう指導を徹底する。			
		中近野望くの観響が、	遮へい物が比較的介在しない中景〜近景の眺望景観は、広が高田園景観の中に進出企業の強力をと予測する。計画地の外周に高木を含む緩衝緑地を整備することで、圧迫感はある程度軽減されると予測する。 緩衝緑地の整備にあたっては、計の構成を参考にして整備が別地域に見られる屋する。 計画地周辺地域に見られる屋する。 緩衝線地の整備にあたっては、計画は周辺の景観との調和が図れると予測する。	・建築物には、				

表 12.1(18) 環境影響評価の概要

項	要		
目	因	予測・評価結果の概要	環境保全措置
日照阻害	施設の存在	【回避・低減の観点】 予測の結果、敷地境界寄りに計画建物を配置した場合、計画地周辺に日影を及ぼす可能性があると予測したが、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内で影響は低減できるものと評価する。 【基準、目標との整合の観点】 本事業においては、右に示す環境保全措置を実施していくことで施設の存在による影響に対しては、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図れていると評価する。	・計画地周辺の建物状況を十分理解し、予測条件として示した建物配置や高さ等を参考に、周辺への日影に配慮した建物配置の検討を要請する。 ・「埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱」に定められる中高層建築物を建設する場合には、適切な対応を行うよう指導する。
		施設の存在に伴う日照阻害の評価	
		項目 予測結果 整合を図るべき基準・目標等 施設の存在 に伴う日影 2036 号線沿いと目沼グラウンドの の変化の程度 一部、計画地東側の根用水沿いの斜面地に対し、3 時間以上の日影が生 じる可能性があると予測する。 なお、計画平均地盤面+3mのの等時間日影図によると、計画地東側の根用水と斜面樹林を挟んだ高台上の住宅地への影響は、建物の一部に 3 時間未満の影がかかる家屋が見られると予測する。 ・建築主及び近隣関係者は、中高層建築物の建築に関し紛争が生じた時は、自主的に解決するよう努めるものとする。 ・建築主は、近隣関係者に対し、当該中高層建築物の建築計画及び当該中高層建築物が完成した後における日照その他周辺地域の建築物に及ぼす影響について、十分説明を行うものとする。	
電波障害	施設の存在	【回避・低減の観点】 予測の結果、計画地周辺の地上デジタル放送及び衛星放送の電波受信環境に及ぼす影響はほとんどないと予測したが、右に示す環境保全措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲内でさらに低減できるものと評価する。 【基準、目標との整合の観点】 本事業においては、右に示す環境保全措置を実施していくことで施設の存在による影響に対しては、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図れていると評価する。	・計画地周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう指導する。 ・連絡窓口を明確にし、迅速な対応を図るよう進出企業に指導する。
		施設の存在に伴う電波障害の評価	
		項目 予測結果 整合を図るべき基準・目標等 施設の存在による電波 デジタル放送・遮へい障害は、計画地内の分譲線 地や道路内にとどまるため、計画 地の受信状況及び工事中、完成後の受信障害を及ぼすことはないと予測する。 ・反射障害については、地上デジタル放送波が電気的な雑音の影響を受けにくく、反射障害に強い伝送方式を採用しているため、影響はないものと予測する。 ○進出企業の計画建物による衛星放送 ・計画地内の分譲緑地や道路内にとどまるため、計画地周辺に衛星放送の受信障害を及ぼすことはないと予測する。	

表 12.1(19) 環境影響評価の概要

1	•			表 12.1(19)) 環境影	影響評価の概要	
要因			=	予測・評価結果	 との概要		環境保全措置
造成等の工事	造成 ことに 【基準、 本事	低減の観. 等の工事 より、 目標との 業におい 発いな	・既設構造物の撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図る。 ・建築工事に伴い発生する廃棄物は、進出企業に対し、工事手法の工夫等による排出抑制、分別				
			ていると評		日を図り、	き基準等と予測結果との	の徹底、リサイクルの推進等の
		造原	戍等の工事	(解体工事)に	二伴う廃棄物	等の評価	適正処理を指導する。
	廃棄物0) = ==================================	予測結			を図るべき基準等	
	種類	発生量 (t)		^{Ľ率}	再資源化率 (%)	事業者の責務	
	既設農業 用水路	1 152 8	3 100	再生プラ		・自らの責任において適切 に処理する。	
	既設 排水路	738. 9	100	ント等で	81~99 以上	・再生利用等により減量に努める。	
	既設舗装	ŧ 679. 2		再資源化	0.1	・再資源化等の促進に努め	
	住宅 ※混合廃棄	530.5 €物を除く			処理施設にお	する。 ける再資源化の割合が不明	
	のため、	ここでは	除外した。				
	造	成等のエ				5 廃棄物等の評価	
	廃棄物の	発生量	予測結果 再資源化率		整合 再資源化率	を図るべき基準等	
	種類	完生里 (t)	代》)	処理方法	(%)	事業者の責務	
	建築 廃棄物 全体	5, 860. 3**	49. 8**	進出企業に対し、 排出抑制、分別、 リサイクルの推 進等の適正処理 に努めるように		・自らの責任において適切 に処理する。 ・再生利用等により減量に 努める。 ・再資源化等の促進に努め	
	※混合廃棄	€物を除く:	量、割合を示				
施設の稼働	施設 右ばでき 【基準、 働に伴	す環境保 るものと 目標との 業におい う廃棄物	点】 よより発生を講 全措価する。 整合の、親右にて処理といると評価のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	・進出企業に対して、排出抑制、 再生利用の推進、雨水再利用 ステムの導入等に努めるよう			
	(-12.1	7 240	施設の				
	廃棄物の		7/2 IX **	予測結果	X 133 13 17 11 11	整合を図るべき基準等	
	種類	排出量 (t/年)		率	!方法	事業者の責務	
	産業廃棄物全体	1, 034. 1	4 36.8	進出企業に対して、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理するように指導する。			
	て、29 画であ 進出 ことに 戸町環	0 m³/日の る。 企業に対 より、整 境基本計	排出水が し、雨水及 合を図る〜 画」の施策	を生するが、こ なび処理水につ にき基準等とし こと整合が図れ	れをすべて。 いての再利 た「埼玉県! るものと考;	並びに汚水の排出におい 公共下水道に排水する計 用に努めるよう要請する 環境基本計画」及び「杉 さる。 理水の予測結果は、整合	

			表 12.	1(20)	環境影響評	価の概要	
項目	要因		予測・評	価結果の概要	ξ.		環境保全措置
温室効果ガス等	建設機械の稼働・資材運搬等の	【回避・低減の観点】 工事の実施により発 を講ずることにより、 る。 【基準、目標との整合の循 造成等の工事中におけれる温室効果ガス排出 した CO2排出量の低減が また、右に示す環境保 に関する法律」の事業 これらのことから、 図るべき基準等との整	るものと評価す 措置による定量 るべき基準等と 暖化対策の推進	・計画的かつ効率的な工事計画を 検討し、建設機械の稼働時間の 短縮に努める。 ・建設機械は、低燃費型建設機械 や省工ネ機構搭載型建設機械等 を使用するように努める(現時 点で認定されているバックホ ウ、ブルドーザの目標採用率 41%) ・建設機械のアイドリングストッ プを徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底す る。 ・建設機械の不必要な空吹かしは			
	車			効果ガス等の)評価		行わないように徹底する。
	両の走行・	区分 合計 建設機械の稼働	ケース 1 tCO ₂ ① 4,746	素排出量 ケース 2 tCO ₂ ② 4,424	削減量 tCO ₂ ③=①-② 322 52	削減率 % ④=③/①×100 6.78	・資材運搬等の車両の計画的かつ 効率的な運行計画を十分に検討 する。・資材運搬等の車両は、低燃費型 車両を使用するように努める。
	造成等	資材運搬等車両の走行 ※ケース1:一般的な事業			270	2. 95 9. 04	・資材運搬等の車両のエコドライ ブを推進する(目標燃費 10%向 上)。
	ずの	ケース2:ケース1に、	本事業で実施っ	する定量的な弱	環境保全措置を	反映した場合	上/。
	工事	建設機械の稼働	5 m³~1.7 m³)、 により、対象機				
	施	資材運搬等の車両の走行 【回避・低減の観点】	・植栽は、生物多様性の保持に配慮				
	心設の稼働・自動車交通の発生	存在・供用時に発生・ 講ずることにより、事業 【基準、目標との整合の観 施設の存在及び稼働」 る定量的な温室効果ガ 準等とした埼玉県地球が、右に示す環境保全打 消費原単位の低減に努っていく。 これらのことから、は、整合を図るべき基準	ものと評価する。 境保全措置によ 合を図るべき基 %にはネルギー の責務を遵守し ス等の予測結果	し、高木だけでなく、中低木を紹み合わせた緑化に努める。 ・進出企業に対し、施設の建設計画及び設備計画にあたり、省エネルギー対策に努めるように指導する。 ・進出企業に対し、「エネルギーの作用の合理化等に関する法律」の事業者の目標に基づき、年平均19以上のエネルギー消費原単位の位減に努めるように指導する。 ・進出企業に対し、「埼玉県地球温明化対策推進条例」に基づき、地球に			
			二酸化炭素	効果ガス等の ^{素排出量}		Med N Is also	温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施状況報告書を作成し、知事
		区分	$ \begin{array}{c c} \hline & & \\ \hline $	$ \begin{array}{c} $	削減量 tCO ₂ ③=①-②	削減率 % ④=③/①×100	に提出するように指導する ・進出企業に対し、平成 22 年 3 月
		合計	27, 765. 7	25, 027. 1		0 0/0	(同年7月改正)に策定された「埼
		付計 植栽樹木の生長			2, 738. 6	9.86 0.00	玉県地球温暖化対策に係る事業活
		他栽倒木の生長施設の稼働	▲151.1 914.3	▲151.1 877.8	36. 5	3. 99	動対策指針」に定められた各種対
		施設の稼働 自動車交通の発生	914. 3 27, 002. 5	24, 300. 4	2, 702. 1	3. 99 10. 01	策に講ずるように指導する。
					۷, ۱۷۷. 1	10.01	・進出企業に対し、「埼玉県地球温暖
		※ケース1:一般的な事業			具运归入拼网 主		化対策に係る事業活動対策指針」
		ケース2:ケース1に、	平事業で表施る			又吹しに場合	に定める大規模事業所に該当し、
		区分		坂 ^坂	竟保全措置		「目標設定型排出量取引制度」の
		樹木の伐採	0/ 8月2十 1 2 7 7 7	対象事業所となった場合には、指			
		施設の稼働 自動車交通の発生	%削減となるよ 進する。 1%向上させる。	針に定める方法により目標を設定 し、排出量取引を含む方法により			
							目標を達成するように指導する。 ・関連車両は、低燃費型車両を使用するように努めるよう要請する。 ・関連車両のエコドライブを推進する(目標燃料使用量10%削減)よう要請する。